

## 次世代の担い手育成推進事業実施要領

次世代の担い手育成推進事業の実施に関しては、介護従事者確保総合推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 1 アドバイザーの派遣申請

アドバイザーの派遣を希望する者は、次の書類を、授業実施希望日の2ヶ月前までに北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課に提出するものとする。

- (1) 派遣申請書（別紙様式1）
- (2) 授業の概要、展開方法がわかる資料等

### 2 アドバイザーの派遣決定

知事は、派遣申請書を審査し、本事業の目的等から派遣が適当と認められる場合は派遣決定通知書（別紙様式2）を、派遣が不適当と認められる場合は派遣審査結果通知書（別紙様式3）を、申請者に送付する。

### 3 活動に要する費用

アドバイザーの活動に要する費用として、報償費及び旅費を次のとおり支給する。

- (1) 報償費 1時間（60分）当たり8千円とし、時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。  
ただし、全体で30分未満の場合は1時間（60分）とみなす。
- (2) 旅費 北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第38号）による行政職6級以下相当額とする

### 4 実施報告

派遣の決定を受け本事業を実施した者は、派遣終了後、速やかに派遣実施報告書（別紙様式5）に、派遣実施後アンケート（別紙様式6）及び（別紙様式7）、（別紙様式8）又は（別紙様式9）のいずれかを添付し、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課に提出する。

### 5 アドバイザーの登録

- (1) アドバイザーへの登録を希望する者は、アドバイザー登録カードに下記内容を記載の上、北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課に提出する。
  - ・氏名、生年月日、性別、現住所及び連絡先
  - ・所属及び連絡先
  - ・指導可能な日程及び内容（ジャンル）
  - ・福祉活動及びボランティア活動歴
- (2) 知事は、上記（1）のアドバイザー登録カードの内容を審査し、アドバイザーとして適当な場合は、その情報を登録し適正に管理する。
- (3) 登録期間は、登録日から令和5年（2023年）3月31日までとする。  
なお、この登録は本人の申出により取り消すことができるものとし、申出がない場合は継続することとする。  
また、登録者が、虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合や、信用を失墜するなど道のアドバイザーとして不適切な行為を行った場合は、その登録期間内であっても登録を取り消すこととする。

### 6 アドバイザーの委嘱

- (1) 知事は、学校等からの派遣申請に基づき、登録者の中からアドバイザーとして委嘱する。
- (2) 委嘱の期間は、委嘱日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

## 7 アドバイザーへの依頼

知事は、アドバイザーとして委嘱した者の中から、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等からの申請内容に合致する者に対し、依頼書（別紙様式4）に派遣申請書の写しを添えて、派遣を依頼する。

## 8 本事業に関する窓口

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課とする。

附 則

この要領は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成27年7月24日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成30年4月4日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和元年（2019年）7月24日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和3年（2021年）5月10日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和4年（2022年）4月6日から施行する。